

知財制度・判例分科会セッション

◆ 自動運転 OSS の国際標準化 :エコシステムによる普及加速と安全性の担保 ◆

【講演者】

＜モデレータ＞

今岡直子（株式会社ティアフォー Legal Director）

＜パネリスト＞

谷貝雄三（内閣府 知的財産戦略推進事務局 国際標準チーム 企画官）

松崎由晃（長野・大野・常松法律事務所 弁護士）

市川 茂（弁理士）

【概 要】

人口減少や高齢化により地域公共交通の維持などの社会課題に対して、モビリティ DX の議論が盛んになってきている。そして、2024 年 6 月に公開された政府の骨太の方針では、自動運転車優先レーンの設置や、2024 年度に約 100 か所の一般道での自動運転の運行、2025 年度に全都道府県での自動運転の通年運行の計画・実施が目指されている。

他方、自動運転システムは人間ドライバーの様々な機能を代替するという総合的な技術システムであって、この普及に向けては技術開発だけではなく交通ルールをはじめとした社会全体で解決すべき課題が多く存在する。そのため、ISO/IEC、SAE（Society of Automotive Engineers）、IEEE 等の標準化団体によって、自動運転に関連する様々な領域（人工知能、ネットワーク、安全性等）で国際標準の策定が進んできている。また関連して、自動運転システムに必要となる様々な機能を目的として、一般社団法人 Autoware Foundation が無償公開するソフトウェア（OSS）により、世界中のあらゆる研究者・開発者による最先端の研究成果を反映することが可能なオープンな開発環境の構築も進行中である。

この国際標準化と OSS に関する活動は、本来独立したものであるが、イノベーションの促進や知識・技術の普及という共通項を持つことから、相互に補完しあう関係性をもっている。言い換えれば、OSS の普及により迅速な開発と実装を可能にすることは、伝統的な標準化プロセスが厳密な検証と公式な認証を提供することと両立し得る。つまりは効果的な標準化が実現可能と考える。また、OSS により、従来の国際標準化のプロセスに参加が難しかった個人開発者や小規模企業も貢献でき、そこで形成されるエコシステムによって自動運転の普及が加速されることや、安全性を確保するというメリットも考えられる。しかし、一方で標準化に OSS を用いる場合の新たな課題も存在する。具体例としては、標準が固まる前に OSS の実装が進み過ぎて互換性の問題が生じる可能性や、ユーザーや開発者がどのバージョンを「標準」とみなすべきか混乱する可能性などが挙げられる。この様な標準化と OSS の関係性により生じる新たなメリット・デメリットがどのように自動運転の発展に影響を与えるのかについて検証する。

知財制度・判例分科会セッション

◆ 自動運転 OSS の国際標準化 : エコシステムによる普及加速と安全性の担保 ◆

本セッションでは、まず自動運転を社会実装しようとしている立場から自動運転技術について概要を紹介する。そして、OSS による国際標準化のユースケースを例に挙げて国際標準化と OSS の関係性に関して議論を進める。そして、実務家を交えたパネルディスカッションにより様々な視点から自動運転における OSS に基づく国際標準化のメリット・デメリットについて深く検討する。

【登壇者紹介】

(1) 今岡直子

京都大学法学研究科修了。London School of Economics and Political Science (LL.M. specialized in Competition, Innovation and Trade Law) 修了。国立国会図書館調査及び立法考査局で情報政策を中心とする国政課題に携わる。外務省経済局にて世界貿易機関 (WTO) 国際経済紛争解決等に従事する。その後、アクセンチュア法務本部にて政府系クライアントを中心とするアカウントリードを経て、2024 年 1 月より現職。

(2) 谷貝雄三

2002 年以降、環境省や地方自治体において、気候変動、資源循環、生物多様性等の企画立案・執行業務に従事。CE (サーキュラーエコノミー) や生物多様性・ネイチャーポジティブに係る国際的なルールメイキングの議論や、生物多様性に係る ISO や TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) などの国際標準の検討に参画。2024 年 7 月より現職において、国際標準に係る国家戦略策定及び資金配分事業に従事。2002 年東京大学法学部卒業、2010 年 George Washington University, School of Law 卒業 (LL.M. International Environmental Law)。2009 年 NY 弁護士資格取得。

(3) 松崎由晃

2011 年より日本アイ・ビー・エム株式会社法務・知的財産・コンプライアンスに勤務し、社内弁護士として研究開発部門の法務サポートを担当し、また、共同開発プロジェクトや OEM 供給等のアライアンス業務等に従事した。2017 年より長島・大野・常松法律事務所所属し、クラウドサービスからディープテックまで、幅広いテクノロジー分野における法務アドバイスを提供し、近年では、AI・自動運転技術に関する法的課題に取り組んでいる。2006 年東京藝術大学美術学部卒業、2009 年上智大学法科大学院修了。2023 年 University of California, Berkeley, School of Law 卒業 (LL.M. Law & Technology Certificate)。第二東京弁護士会。

(4) 市川茂

早稲田大学院理工学研究科修了。2004 年よりエンジニアとしてデジタルカメラの設計に従事。2014 年より知財部にて異動し、2018 年に弁理士登録。

日本弁理士会 関東会 中小企業・スタートアップ支援委員会 委員